

千葉県知事 （氏 名） 様

所在地（住所）  
設置者（氏名）  
代表者職氏名

### 校（園）地変更届

このたび下記の学校（幼稚園）の校（園）地を変更したいので、学校教育法施行令第27条の2（※）の規定により届け出ます。

学 校 の 名 称	
変 更 の 理 由	
変 更 の 時 期	年 月 日

（添付書類）

- 1 施設概要書（添付様式1）及び校（園）地の図面（変更部分朱斜線）
- 2 変更部分に関する権利関係書類
  - （1）新たに増減が伴う校（園）地、もしくは新たに権利の取得（処分）が伴う校（園）地の公図写し
  - （2）土地の権利関係書類
    - ア 設置者が土地を所有している場合、所有権を証する書類
    - イ 土地を借用しようとする場合、貸借契約書（案）及び相手方の所有権を証する書類
    - ウ 土地を買収しようとする場合、売買契約書（案）及び相手方の所有権を証する書類
    - エ 設置者が学校法人であって、土地の寄附を受ける場合、寄附者が寄附する旨の誓約書及び寄附者の所有権を証する書類
    - オ 農地転用許可を要する場合、当該許可申請書の受理証明書
- 3 所有関係一覧（添付様式5）
- 4 校（園）地取得（処分）に要する資金明細書（添付様式24）
- 5 財源の確保を証する書類（金融機関預金残高証明書、融資証明書、寄附申込書等）
- 6 財源に借入金を充てる場合、負債償還計画書（添付様式6）
- 7 理事会・評議員会決議録の写し

〔留意事項〕

- 1 提出時期 校（園）地を変更しようとするとき（売買契約等締結前）
- 2 提出部数 正副各1部（計2部）
- 3 その他
  - （1）根拠条文（※）は、各種学校の場合は「学校教育法施行令第27条の3」、専修学校の場合は「学校教育法第131条」とすること。
  - （2）事前に学事課と協議すること。
  - （3）すでに校地として認可（届出）済のうち、新たな土地の権利取得に伴うものについては、施設概要書の添付を要しない。